

令和3年度群馬ヘリポート指定管理者の募集に係る質問及び回答

更新日：令和3年7月28日

	質問内容	回 答
1	<p>・群馬ヘリポート指定管理者募集に係る提出書類について 募集要項6頁の提出書類に「(8)群馬県税、消費税及び地方消費税、その他納付すべき税の納税証明書」とありますが、こちらは群馬県納税証明書請求書の税目1「法人の県民税・法人の事業税」の昨年度分があればよろしいでしょうか。 もしくは税目4の「県税に滞納がないことの証明(完納証明・規則第45号の3様式)」があればよろしいでしょうか。 ご回答の程よろしくお願いたします。</p>	<p>群馬県税についてはご質問にある「税目4『県税に滞納がないことの証明』」で問題ありません。 そのほか、募集要項(4ページ)第5-1-10「納付すべき税(群馬県税、法人税(法人の場合)、申告所得税(法人でない団体の場合、その代表)、消費税及び地方消費税)を滞納している者」に該当していないことが確認できる同様の書類を提出して下さい。</p>
2	<p>・修繕費について 修繕費「30万円」は税抜額という認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>指定管理者の負担上限となる30万円については税込み金額です。</p>
3	<p>・イベント開催にあたる経費の考え方について ①イベント開催にあたっての経費は指定管理料の対象外となっていますが、この経費の範囲をご教示ください。(人件費、物品購入費など) ②また、この経費は貴県にご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。 ③貴県に経費をご負担いただける場合において、協議開始から決定、支払まで、どの程度の期間を要するのでしょうか。</p>	<p>①イベントを開催するため、通常の指定管理業務以外で必要となる経費については全て含むものと考えます。 ②基本的には群馬県の負担となりますが、予算の範囲内において事前に協議させていただきます。 ③明確な期間を提示できませんが、開催に支障が出ないよう対応しますので、できるだけ早めの協議をお願いします。また、支払いは原則、実施後に請求に基づきお支払いする予定です。</p>

■■■■ 今回追加(2・3)